

〔教育委員会〕

手 当 の 名 称	主 な 支 給 対 象 職 員	主 な 支 給 対 象 業 務	左記職員に対する支給単価
教育職員の特殊勤務手当	昼間の授業を行う高等学校に勤務する校長で、夜間の授業を行う高等学校の校長を兼ねているもの及び夜間の授業を行う高等学校に勤務する校長で、昼間の授業を行う高等学校の校長を兼ねているもの並びに昼夜間の授業を行う高等学校に勤務する校長である者		月額 9,500円
	昼間の授業又はその補助を本務として担当する教育職員で、夜間の授業又はその補助勤務を行ったもの及び夜間の授業又はその補助を本務として担当する教育職員で昼間の授業又はその補助勤務を行ったもの	本務以外の授業又は補助勤務	授業時間における1時間 1,100円
	高等学校の通信教育課程の教育職員の職を兼ねている者及び同課程の学習指導者又は連絡指導者に指定された者	同課程に係る面接又は添削指導の業務	1時間 950円
	渋川青年の家又は青少年教育センター閑谷学校に勤務する職員のうち、宿日直勤務に従事する職員以外の職員	午後6時から翌日の午前6時までの間において入所者の野外訓練又は生活指導の業務	1回 670円
		〃（当該勤務時間が5時間未満のとき。）	1回 440円
	盲学校、聾学校又は養護学校に勤務する職員	児童又は生徒に直接接して行う付添いの業務	日額 330円
	心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶものに従事した小学校、中学校、高等学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の教育職員（人事委員会規則で定めるものを除く。）	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で人事委員会規則で定めるもの（非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務）	日額 3,200円
		〃（上記業務のうち被害が特に甚大な非常災害（人事委員会の定めるものに限る。）の際に、心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める業務）	日額 6,400円
		〃（児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務）	日額 3,000円
		〃（児童又は生徒に対する緊急の補導業務）	日額 3,000円

手 当 の 名 称	主 な 支 給 対 象 職 員	主 な 支 給 対 象 業 務	左記職員に対する支給単価
		修学旅行，林間・臨海学校等（学校が計画し，かつ，実施するものに限る。）において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの	日額 1,700円
		人事委員会が定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日若しくは休日等に行うもの	日額 1,700円
		学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における児童又は生徒に対する指導業務で週休日，休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が4時間である日に行うもの	日額 1,200円
		入学試験における受験生の監督，採点又は合否判定の業務で週休日，休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が4時間である日に行うもの	日額 900円
多学年学級担当手当	県費負担教職員のうち，小学校又は中学校の2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する者で人事委員会が定めるもの	3の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導	日額 350円
		2の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導	日額 290円
教育業務連絡指導手当	小学校，中学校，高等学校，盲学校，聾学校又は養護学校に所属する教諭，養護教諭又は栄養教諭のうち，学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の規定に基づき置かれる教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等でその職務が困難であるとして人事委員会規則で定めるものの職務を担当する教諭，養護教諭又は栄養教諭	当該担当に係る業務	日額 200円
現業職員の特殊勤務手当	農業の課程を置く高等学校に勤務する職員	道路上において行う道路運送車両法施行規則別表第1に掲げる大型特殊自動車の運転の作業	日額 350円

手 当 の 名 称	主 な 支 給 対 象 職 員	主 な 支 給 対 象 業 務	左記職員に対する支給単価
		6月1日から9月30日までの間において温室内（室温が摂氏35度以上のビニールハウス又はガラスハウス内に限る。）又は12月1日から翌年3月31日までの間において密閉した温室内（室温が摂氏25度以上で相対湿度が80パーセント以上のビニールハウス又はガラスハウス内に限る。）で1日のうち継続して2時間以上行う作業	日額 350円
	高等学校，盲学校，聾学校又は養護学校に勤務する職員	農 薬（粒 状 の も の を 除 く。）の散布の作業（1日2時間以上（温室内で作業した場合にあっては，1時間以上）従事した場合に限る。）	日額 350円
		岡山県職員特殊勤務手当支給規則第11条第2項に規定する特定毒物又は同規則別表に掲げる毒物，劇物等を使用する作業	日額 290円
	盲学校，聾学校又は養護学校に勤務する主任運転技術補助員，主任介助員，運転技術補助員又は介助員	児童又は生徒に直接接して行う介助の業務	日額 330円
	盲学校，聾学校又は養護学校に勤務する主任運転技術員又は運転技術員	児童又は生徒の移送の業務	日額 290円
	盲学校，聾学校又は養護学校に勤務する主任運転技術員又は運転技術員で，岡山県庁用自動車管理規程第6条に規定する整備管理者		月額 5,200円

（注） 手当の名称，主な支給対象職員等については平成18年4月1日現在